

宅建業法施行令第3条(法第35条第1項第2号の法令に基づく制限) R6.2.27現在

号	法令	主な概要	所管課室(本庁)	
1	都市計画法	開発許可等	建築指導課	1号館12階
2	建築基準法	災害危険区域、道路との関係における建築制限等	建築指導課	1号館12階
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土特別区保存地区内における建築物の制限	—	—
4	都市緑地法	緑地保全区域内における行為の届出等	公園緑地課	1号館10階
5	生産緑地法	生産緑地地区内における建築等の制限	都市計画課	1号館11階
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	航空機騒音傷害防止区域又は航空機騒音障害防止特別地区内における建築等の制限	—	—
7	景観法	景観計画区域内における行為の届出等	都市政策課	1号館11階
8	土地区画整理法	土地区画整理事業施行区域内の制限等	都市計画課	1号館11階
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備事業に係る使用収益の制限等	都市計画課	1号館11階
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内における建築の制限	地域振興課	2号館3階
11	被災市街地復興特別措置法	建築行為等の制限	都市計画課	1号館11階
12	新住宅市街地開発法	新住宅市街地開発事業により造成された宅地における建築義務等	建築指導課	1号館12階
13	新都市基盤整備法	新都市基盤整備事業に係る使用収益の制限等	建築指導課	1号館12階
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(都市再開発法附則第4条)	防災建築街区造成事業の施行地区内における建築等の制限	建築指導課	1号館12階
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	工業団地造成事業により造成された工場敷地の処分の制限	計画課	2号館3階
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	工業団地造成事業により造成された工場敷地の処分の制限	計画課	2号館3階
17	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区内における流通業務施設以外の施設の建設の制限等	都市計画課	1号館11階
18	都市再開発法	市街地再開発促進区域内における建築の制限等	都市計画課	1号館11階
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	沿道整備計画の区域内における建築行為等の制限	都市計画課	1号館11階
20	集落地域整備法	集落地区計画の区域内における建築物の建築等の行為の制限	都市計画課	1号館11階
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備地区計画の区域における行為の制限等	都市計画課	1号館11階
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	歴史的風致形成建造物の増改築の届出等	都市政策課	1号館11階
23	港湾法	港湾区域内又は港湾隣接区域内における工事の制限等	港湾課	1号館9階
24	住宅地区改良法	住宅地区改良事業に係る改良地区内における建築等の制限	都市計画課	1号館11階
25	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画施設の区域内等の土地を譲渡しようとする場合の届出義務等	都市計画課	1号館11階
26	農地法	届出義務、譲渡制限	農業経営課	1号館6階
27	宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可等	建築指導課	1号館12階
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	容積率制限の緩和による特例敷地面積規模に係る制限	都市計画課	1号館11階
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	認定長期優良住宅に係る容積率制限の特例の許可	建築指導課	1号館12階
30	都市公園法	協定の効力	公園緑地課	1号館10階
31	自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域内における建築等の制限等	自然・鳥獣共生課	1号館2階
32	首都圏近郊緑地保全法	管理協定の効力	—	—
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	管理協定の効力	計画課	2号館3階
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	樹木等管理協定の効力	都市政策課	1号館11階
35	水防法	浸水被害軽減地区内における行為の制限等	—	—
36	下水道法	他の施設等の設置の制限	下水道課	1号館10階

号	法令	主な概要	所管課室(本庁)	
37	河川法	河川区域内における工作物の新築等の制限等	河川整備課	1号館9階
38	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域内の雨水浸透阻害行為の許可等	総合治水課	1号館9階
39	海岸法	海岸保全区域内における土砂採取等の制限	港湾課	1号館9階
40	津波防災地域づくりに関する法律	津波防護施設区域における行為の制限等	危機管理部総務課	兵庫県災害対策センター
41	砂防法	砂防指定地内における土地の掘さく等の制限	砂防課	1号館9階
42	地すべり等防止法	地滑り防止区域内における工作物の新築等の制限等	治山課(林野) 農地整備課(農地) 砂防課(その他)	1号館7階、8階、9階
43	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における工作物等の設置等の制限	砂防課	1号館9階
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限	砂防課	1号館9階
45	森林法	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の制限等	林務課	1号館7階
46	森林経営管理法	経営管理集積計画の効力等	林務課	1号館7階
47	道路法	道路一体建物に関する協定の効力等	道路保全課	1号館10階
48	踏切道改良促進法	道路外滞留施設協定の承継効に係る制限	道路街路課 道路保全課	1号館10階
49	全国新幹線鉄道整備法	行為制限区域内における土地の形質の変更等の制限	—	—
50	土地収用法	事業認定告示後の起業地における土地の形質の変更の制限	用地課	1号館9階
51	文化財保護法	重要文化財の現状変更等の制限等	教育委員会文化財課	3号館9階
52	航空法	飛行場の周辺の地域における建築物等の高さの制限等	—	—
53	国土利用計画法	規制区域に所在する土地に関する売買等の契約の制限等	都市計画課	1号館11階
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形質の変更の制限	環境整備課	1号館2階
56	土壌汚染対策法	要措置区域内における土地の形質の変更の禁止等	水大気課	1号館2階
57	都市再生特別措置法	都市再生歩行者経路協定の効力等	都市計画課	1号館11階
58	地域再生法	集落生活圏内の建築等の届出等	地域振興課	2号館3階
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	移動等円滑化経路協定の効力等	都市政策課	1号館11階
60	災害対策基本法	指定緊急避難場所に関する届出	災害対策課	災害対策センター
61	東日本大震災復興特別区域法	届出対象区域内における建築等の届出等	—	—
62	大規模災害からの復興に関する法律	届出対象区域内における建築等の届出等	—	—
63	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	特別注視区域内における土地等の売買契約の届出等	—	—

※ 上記内容は主なものの例示であり、詳細については所管課室で確認のこと。

宅建業法施行規則第16条の4の3(法第35条第1項第14号イ、口で定める事項) R6.2.27現在

号	法令	主な概要	所管課室(本庁)	
1	宅地造成等規制法	指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨	建築指導課	1号館12階
2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨	砂防課	1号館9階
3	津波防災地域づくりに関する法律	指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨	危機管理部総務課	災害対策センター
3-2	水防法施行規則	当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地	—	—
4		当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容	—	—
5	建築物の耐震改修の促進に関する法律	耐震診断を受けたものであるときは、その内容	建築指導課	1号館12階
6	住宅の品質確保の促進等に関する法律	住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨	住宅政策課	1号館11階
7		台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況	—	
8		契約期間及び契約の更新に関する事項	—	
9	借地借家法 ※借地権	第二十二条の規定の適用を受けようとするときは、その旨	—	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※賃貸借権	規定の適用を受けようとするときは、その旨	住宅政策課	1号館11階
10		当該宅地又は建物の用途その他の利用に係る制限に関する事項	—	
11		敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、契約終了時において精算することとされている金銭の精算に関する事項	—	
12		当該宅地又は建物(当該建物が区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものを除く。)の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名(法人にあつては、その商号又は名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	—	
13		契約終了時における当該宅地の上の建物の取壊しに関する事項を定めようとするときは、その内容	—	

※ 上記内容は主なものの例示であり、詳細については所管課室で確認のこと。